

兵庫県居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県居住支援協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条に基づく協議会として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するとともに、高齢者等が安心して住み続けられる住まいづくりを推進することにより、豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の情報提供及び相談会等の実施
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する実態調査及び不安を解消する情報等の提供
- (3) 高齢者等に対する住み替えや住宅リフォーム、サービス付き高齢者向け住宅の情報提供及び相談会等の実施
- (4) 団体相互の連携を強化するための住宅確保要配慮者の住まいや福祉に係る施策等に関する情報の共有
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(構成)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する地方公共団体、不動産関係団体、賃貸住宅事業者、住宅確保要配慮者の居住支援団体等とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書により入会を申し込み、総会において承認を得るものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員の選任)

第8条 会長は、兵庫県県土整備部住宅建築局長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、兵庫県健康福祉部社会福祉局長の職にある者及び神戸市住宅都市局住宅担当局長の職にある者をもって充てる。

3 監事は、会長が幹事の中から指名する。

4 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、幹事会及び部会とする。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集し、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

2 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者があたる。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 会長がやむを得ないと認めるときは、書面により総会を開催することができる。

(定足数)

第13条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 総会に出席できない会員は、総会の議長又は他の会員に、その権限を委任することができる。この場合、委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第14条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 会則の制定及び改正に関すること
- (4) 入会申込の承認に関すること
- (5) その他本会の運営に関する重要事項に関すること

(総会の議決方法)

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、総会の議長がこれを決する。

(幹事会)

第16条 幹事会は、会長が会員の中から指名する者で構成する。

2 幹事会には、幹事長を置く。

3 幹事長は、兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(幹事の報酬)

第17条 幹事は、無報酬とする。

2 幹事には費用を弁償することができる。

(幹事会の議決事項)

第 18 条 幹事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事
- (4) その他会長が必要と認めた事項に関する事

(部会)

第 19 条 会長は、必要があると認めるときは、特定の事項を実施させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する団体等の代表者又は推薦者で構成する。

3 第 16 条第 2 項、同条第 4 項及び第 17 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これら条文中「幹事長」とあるのは「部会長」に、「幹事会」とあるのは「部会」に、「幹事」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会において事項を実施した結果を会長に報告しなければならない。

第 5 章 会計

(経費)

第 20 条 本会の経費は、委託金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 22 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

第 6 章 解散

(解散)

第 23 条 本会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 24 条 解散に伴う残余財産の処分は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法人又は公益法人に準じた団体に寄附するものとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 25 条 本会の事務を処理するため、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターひょうご住まいサポートセンターに事務局を置く。

第8章 補則

(秘密保持)

第26条 会員は、本会の活動を通じて又は関連して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(補則)

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成23年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成26年7月29日から施行する。